

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成30年10月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1800056 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1800034 号

第 1 結論

1 請求者の A 社における平成 22 年 12 月 20 日の標準賞与額は 5 万円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における同年 12 月 15 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 12 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 22 年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

2 請求者の A 社における平成 22 年 12 月 15 日の標準賞与額を 21 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 12 月 15 日の訂正後の標準賞与額 (上記 1 の訂正後の標準賞与額 20 万円を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 12 月 20 日

② 平成 22 年 12 月 15 日

A 社から、平成 22 年 12 月 15 日に賞与として 21 万 9,000 円が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同年 12 月 20 日の標準賞与額として 5 万円と記録されている。

しかし、平成 22 年 12 月 20 日には賞与が支給されていないため、当該賞与に係る記録を取り消し、同年 12 月 15 日に賞与 (21 万 9,000 円) が支給された記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録において、請求者の標準賞与額は 5 万円と記録されているところ、請求者から提出された平成 22 年分給与所得の源泉徴収票 (写)、平成 22 年 12 月

賞与支給明細書及び預金通帳（写）並びにA社の請求期間当時の代表取締役の陳述から、請求者は、当該期間において同社から賞与の支払を受けていないことが認められることから、請求者の同社における当該期間の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、上記の賞与支給明細書及び預金通帳（写）並びにA社の事業主の陳述により、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②の標準賞与額については、上記賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者から提出された平成22年12月賞与支給明細書により、同年12月15日において、請求者は、標準賞与額21万9,000円に相当する賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、上記1の訂正後の20万円から21万9,000円に訂正することが必要である。

なお、平成22年12月15日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額20万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。